専決処分につき承認を求めることについて

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する 条例を制定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179 条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項 の規定に基づきこれを報告し、議会の承認を求める。

令和3年11月2日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合 広域連合長 宮 本 和 宏

専 決 処 分 書

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する 条例を制定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179 条第1項の規定により、専決処分する。

令和3年2月12日

滋賀県後期高齢者医療広域連合 広域連合長 宮 本 和 宏

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第30号)の一部を次のように改正する。

附則第7条中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)」に改める。

附則

この条例は、令和3年2月13日から施行し、改正後の附則第7条から附則第9条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。